

＜次期会計システム構築に関する要件定義等及び調達支援業務 入札参加要項＞

第1条 当該、総合評価方式での入札参加を希望する者は、下記「3. 事前提出書類」に従って書類を提出すること。

第2条 提出書類の記載及び提出にあたっては、下記「3. 事前提出書類」に留意して行うこと。また提出期限までに到着しない場合は無効とする。

第3条 提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又はとり消しを行うことは出来ない。

第4条 提出書類は、当機構選定委員による審査を行い、採用の是非を決定する。採用の是非については遅滞なく参加者全員へ通知する。

第5条 審査の判断基準及び結果についての質問や異議申し立て等は一切認めない。

第6条 本公示記載のもの以外で、次に掲げるものに該当する参加申し込みは無効とする。

- (1) 本要項の規定に違反する参加の申込み
- (2) その他契約担当者等が提出書類不完全と認めたもの

第7条 本要項に定めのない事項は全て機構会計規程等に定めるところによって処理する。

記

1. 業務内容

次期会計システムを構築するにあたっての課題・改善方策の整理・検討等、要件定義関係業務及び調達支援に係る業務

2. 契約期間

契約締結日から令和8年12月31日まで

3. 事前提出書類

(1) 提出書類

- ① 企画書 (A4・両面コピー) 12部 (社名ロゴ等無し10部、社名ロゴ等有り2部)
- ② 会社概要 1部

(2) 企画書に記載する内容

- ① 担当責任者
- ② 組織紹介 (社歴)、経営基盤 (法人格、資本金)、組織における専門性

③ 作業担当者が、仕様書3作業の実施体制・方法に関する事項、(2)作業要員に求める資格等の要件で記載の要件を満たしていることわかる経歴等

※ 企画書は、本事業の趣旨及び仕様書を十分に理解した上で、別紙評価基準書の評価項目を中心に作成すること。

※ その他、業務の実施にあたり特別な事前準備や事後処理等が必要な場合は詳細を明記すること。

(3) 留意事項

提出された書類に対する経費の支出は一切行わない。また、提出書類は返却しない。なお、提出書類には営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、非公開とする。

入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報及びその他の件（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 提出場所・方法

① 提出場所・連絡先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル19階

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 財務管理部財務企画課

電話：03-3506-9417

メールアドレス：ikahata-tomo●pmda.go.jp

※ ●を@としてください。

② 提出方法

持参する場合は新霞が関ビル6階の受付から①に連絡すること。なお提出する旨受付時間は平日（9時から17時30分）とする。なお、郵送での提出も可とするが、提出期限までに必着とする。未着の場合の責任は提出者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。

4. 入札結果

(1) 入札

① 価格による入札を実施する。入札価格が予定価格を上回った者はその時点で失格となり、技術審査に進むことはできない。ただし、入札に参加した全ての者の入札価格が予定価格を上回った場合は、その場で再度入札を実施する。

② 入札価格が予定価格の範囲内であった参加者に対し、技術審査を実施する。参加者は企画提案書に基づき企画案プレゼンテーションを15～20分間行い、評価を受ける。

③ 参加者は選定委員から質疑を受ける。なお、質疑応答時間は5～10分とする。

④ 選定委員は、上記②及び③の結果を審議する。

⑤ 審議終了後、各選定委員は参加者の技術点数を投票用紙に記入し、投票する。

⑥ 機構は、各参加者から提出された入札価格と機構に作成した予定価格により、各参加者の「価格点」を決定する。

⑦ 機構は、「価格点」と「技術点」の合計点を算出し、最高点を得た参加者を落札者とする。なお、

結果については、速やかに参加者全員に通知する。

- ⑧ 入札に際し著しく低い価格の入札があった場合において、機構が低価格調査を実施し契約の履行ができないと認められる場合には、その者と契約を結ばず、次点の者と契約を締結する。

(2) 評価点の算出方法

本業務の選定については、一般競争入札（総合評価落札方式）により落札者を決定する。

落札者の決定方法については、次に掲げる通りとする。

- ① 価格点と技術点の合計点が最も高かった者が落札者となる。
- ② 最大価格点を400点、最大技術点を1200点とする。
- ③ 価格点は、入札価格を予定価格で除した値を1から減じた値に、400を乗じ算出（小数点以下第二位を四捨五入）する。

価格点の満点（400点）×（1－入札価格／予定価格）

競争入札のため予定価格は公表しない。価格点がつかなかった者は、技術審査には進めないものとする。

- ④ 技術点の評価にあたっては、別紙「評価基準書」に基づき審査する。

なお、技術点の評価項目について、「4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」を除く項目で、評価者全体の過半数を超える者が「0点」の評定をつけた項目が1つでもある場合は不合格とする。

また、「3. 作業遂行能力」の採点結果（点数は採点者全員の平均値）が基準点に達しなければ、当該事業の確実な遂行が危ぶまれる可能性があるため、不合格とする。